

# 平成27年度予算成立！

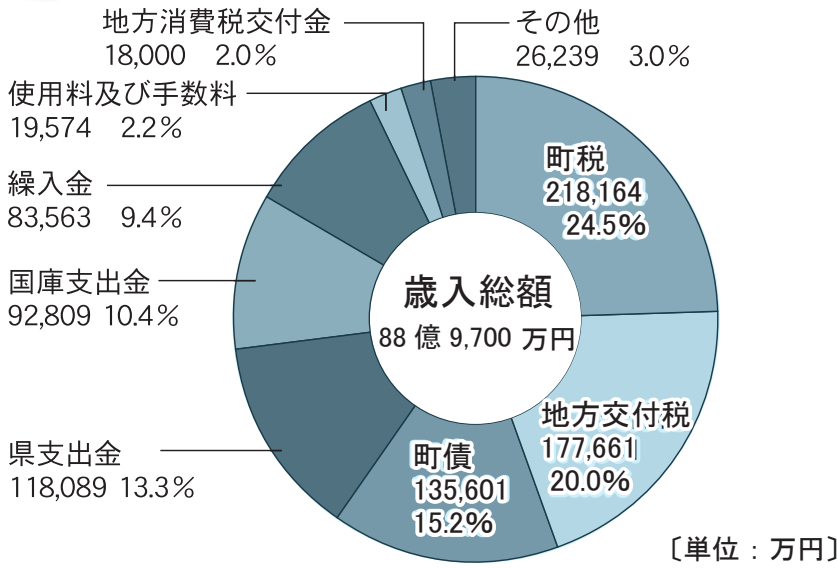
3月議会で決まったこと

平成27年3月定例議会は、3月6日から16日までの11日間の会期で開きました。町長提出の平成27年度一般会計予算及び特別会計予算7件のほか、子ども・子育て関連3法による条例の一部改正5件、介護保険法施行規則改正による条例の一部改正3件、その他条例の制定改廃13件、計画の一部変更1件、指定管理者の指定1件、工事請負契約等2件、協定締結1件、報告1件、諮問1件であり、平成26年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算6件と議会への請願1件、陳情2件、発議4件、発委2件を審議いたしました。

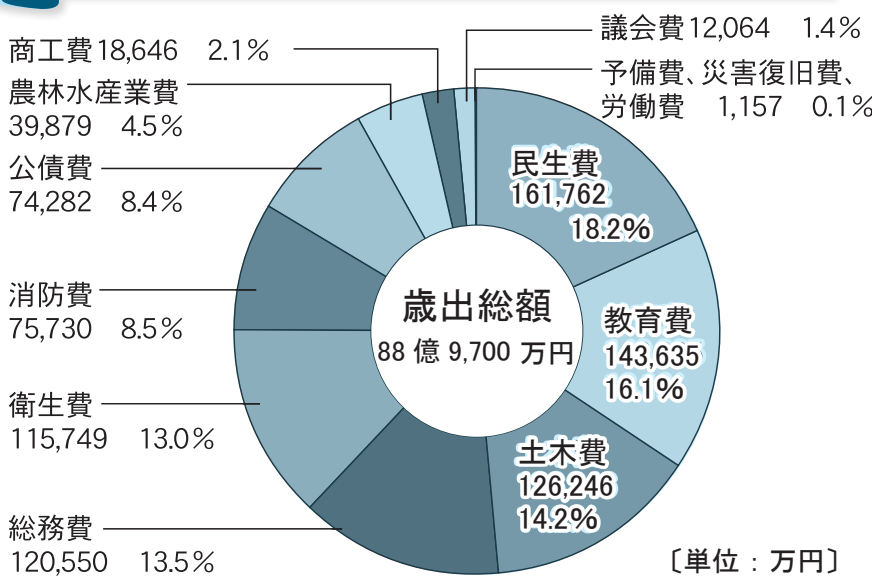
一般会計 88億9,700万円

決定

一般会計 歳入総額 88億9,700万円



一般会計 歳出総額 88億9,700万円



## 矢吹町議会基本条例が制定されました！



議長 諸根 重男

本町議会において、昨年からは町議会基本条例の制定に向け協議調整を進めておりましたが、議員全員の合意の下に第386回定例町議会に発議し制定されました。基本条例の内容につきましては、前文と第1章から第9章までと成っており、議会基本条例の趣旨である前文であります。地方分権の時代を迎え、自治体の自己責任と自己決定の範囲が拡大し、二元代表制の一翼である議会が担う意思決定機関、行政の監視機関及び立法権限を有する機関としての役割と責任は、これまで以上に重要なものとなってきています。このため、矢吹町議会は、そのもてる機能を十分に駆使し、町長等執行機関との適切な緊張ある関係を維持しながら町民の意思を代弁する合議制の機関としての役割を強く認識して議会活動を行う必要があります。ここに我々は、町民福祉の向上と豊かな町づくりの実現に向け、公正で透明、開かれた議会を構築するため、議会運営の基本事項を定め、議会の役割と活動の指針を明確にすべくこの矢吹町議会基本条例を制定する。」という趣旨の下で制定されました。この議会基本条例を基に、町民の負託に応えるべき、矢吹町の発展と町民の福祉向上と豊かな町づくりの実現に向け進めて参ります。尚、町民の皆様には、議会基本条例と議会基本条例逐条解説を後日改めてお知らせしますので、宜しく願います。